

1. 件 名：「日本原子力発電株式会社 東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所  
第二種廃棄物埋設事業許可申請に係る面談」

2. 日 時：令和3年10月12日（火）10時30分～11時00分

3. 場 所：原子力規制庁 10階北会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

長谷川安全規制管理官、古作企画調査官、菅生主任安全審査官

日本原子力発電株式会社

山内常務執行役員（廃止措置プロジェクト推進室長） 他2名

5. 要 旨

日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）と、東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所第二種廃棄物埋設事業許可申請に係る今後の進め方について、以下のとおり面談を行った。

（1）原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

- 本年7月頃に日本原電から当該申請に関して審査を再開する準備が整った旨の連絡があり、以降、数回ヒアリングを実施したものの、検討が不足している点が多々見受けられている。
- 9月13日に日本原電から資料提出のあった当該申請に関する審査スケジュール案において、次回の審査会合を来年の2月としており、それまでの期間は資料の準備に充てられていることを踏まえても、準備が整っているとは思えない。
- いずれにしても、上記の状況やその状況を踏まえた今後の進め方について、審査会合で説明してもらう必要があると考えている。
- 審査会合の開催を調整するので、当該申請に関するこれまでの経緯や論点に対する説明の準備状況等を説明するとともに、現状の準備状況を踏まえた上で、審査を再開するのか、準備が整うまで審査の中断を継続するのか、何れの方針とするか示すこと。
- 審査を再開するのであれば、遅滞なく説明すべき内容を取りまとめた

資料を提示し、審査会合で説明する計画を示すこと。

- (2) 日本原電から、本日の面談を踏まえて、今後の対応方針を検討する旨の発言があった。

6. その他  
なし

参考

- ・ 日本原子力発電株式会社 東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所 規制法令及び通達に係る文書（平成27年7月16日）  
「日本原子力発電（株）から東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所に関する第二種廃棄物埋設事業許可申請書を受理」  
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11285463/www.nsr.go.jp/disclosure/law/WAS/00000045.html>
- ・ 日本原子力発電株式会社 東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所 規制法令及び通達に係る文書（平成28年12月26日）  
「日本原子力発電（株）から東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所に関する第二種廃棄物埋設事業許可申請書の一部補正を受理」  
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11285463/www.nsr.go.jp/disclosure/law/WAS/00000170.html>
- ・ 令和3年9月13日  
「日本原子力発電株式会社 東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所 第二種廃棄物埋設事業許可申請に関する資料提出」